

1. FATF 対日審査事務局による説明会を踏まえた今後の方針について（主要行、日本損害保険協会）

- 11月14～16日にかけて、FATF事務局が来日し、1年後に控えた対日相互審査についての説明会が催された。
- 説明会では、当庁の金融機関に対する取組みや関係省庁との連携などについて事務局へ紹介したほか、事務局からは、個別金融機関のオンサイトについて、説明があった。
- 当庁においては、FATF対日相互審査まで1年を切ったことも踏まえ、今後、
 - ・ 各金融機関のリスクに応じて、適切なモニタリングの実施
 - ・ 関係省庁間・業界団体との連携の更なる強化
 - ・ 金融機関の態勢の強化に参考となるような情報の還元等を行っていく。
- 金融機関の皆様におかれては、FATFのインタビューを受けるという前提で、引き続き態勢の強化に向けて取組みを進めていただくとともに、取組みにおいて、疑問点等が生じた場合については、遠慮なく相談いただきたい。

2. SDGsに関するこれまでの取組みと海外当局の動向について（主要行、日本損害保険協会）

- SDGsの推進については、世界が抱える問題を解決し持続可能な社会をつくるという目的を踏まえ、当庁として、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう、各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性とし、庁内における「SDGs取組戦略PT」の設置や「金融行政とSDGs」の整理・公表など、取り組んできたところ。
- 国際的にも、SDGsの推進やESG投資の促進、及びTCFDによる提言の

普及・浸透を含め、サステナブルファイナンスにかかる議論がますます活発化していると認識している。例えば、本年 3 月には欧州委員会がサステナブルファイナンス行動計画を公表していることに加えて、最近では英 PRA が気候関連リスクに関し「監督当局の期待」を公表し、こうしたリスクを監督上のフレームワークに取り入れることを表明、さらに蘭中銀においては、気候ストレステストを実施し、リスクの分析等に取り組んでいる。

- このような国際的な議論の動向を踏まえつつ、当庁としては、欧州のサステナブルファイナンス行動計画や EU 各国の金融監督当局の取組みが我が国金融機関に与える影響を分析するとともに、我が国としての対応についてもフォワードルッキングに検討を進めてまいりたいと考えているので、宜しくをお願いしたい。

3. キャッシュレス決済の推進について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 11 月 26 日に経済財政諮問会議や未来投資会議などの合同会議が開催され、「経済政策の方向性に関する中間整理」が了承された。
- 来年 10 月 1 日の消費税率引上げに伴う対応については、来年度の予算編成過程における決定に向けて、必要な調整や更なる検討が行われていくものと承知している。
- 中小・小規模事業者への対策としては、需要平準化を図るとともに、キャッシュレス化を推進するため、中小・小規模事業者向けに、消費税率引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元支援を行う方向で、国の補助制度が検討されている。
- また、留意事項として、
 - ・ 期間を集中し十分な還元率を確保する等、ポイント発行のための補助金が中小・小規模事業者に十分還元される仕組みとすることや、
 - ・ ポイント還元は、クレジットカードのみならず、QRコード、各種電子マネーなど様々なキャッシュレス決済手段を幅広く対象とす

ること
等が、「中間整理」に記載されている。

- 総理からの指示を踏まえ、ポイント還元の期間や還元率については、「5%を9か月間に限って」還元する方向で年末の予算編成に向けて調整されていると聞いている。皆様においては、キャッシュレス決済の普及に向けて、既に様々な取組みを行っていると承知しているが、政府のポイント還元策も活用し、取組みを加速して頂くようお願いする。

4. 中小企業等の金融の円滑化について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 12月10日に、「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、各協会に対し、中小企業等からの相談に親身になって応じると共に、年末、年度末の資金繰りについて万全の対応に努めることなどを要請した。また同日、文書でも要請文を各協会に発出した。

5. 健全性規制に係る告示等の改正について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- FSB やバーゼル委員会での合意を踏まえ、我が国においても、2019年3月末から、T L A C規制の導入やレバレッジ比率の最低基準の導入等、新しい規制を実施する予定。
- 規制の円滑な実施に向けて準備いただきたい。

（以上）